

佐世保市屋外広告物条例施行規則第4条第2項の許可の基準の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保市屋外広告物条例施行規則（平成28年規則第28号。以下「施行規則」という。）第4条第2項の許可の基準の特例について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる広告物等の表示又は設置)

第2条 この規則の対象となる広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の表示又は設置は、平成30年3月31日において現に本市の区域内で行われている広告物等の表示又は設置のうち、施行規則第4条第2項の許可の基準に適合していないものとする。

(許可の基準の特例)

第3条 この規則の対象となる広告物等の表示又は設置の許可の基準は、施行規則第4条第2項の規定にかかわらず、広告物等の管理者による点検等により構造上の安全が確認され、かつ、公衆に対し危害を及ぼすおそれがないと判断されたものであることとする。

(許可の申請)

第4条 前条の許可の基準に基づき、佐世保市屋外広告物条例（平成27年条例第84号）第5条、第6条第3項又は第9条第3項の規定により許可又は許可の期間の更新を受けようとする者は、施行規則第3条又は第6条に定める書類に加え、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 屋外広告物特例許可申出書（様式第1号）
- (2) 施行規則第6条第3号の屋外広告物自己点検報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(許可の期間)

第5条 第3条の許可の基準に基づき許可を受けた広告物等の表示又は設置の許可の期間は、施行規則第5条の規定にかかわらず、1年以内とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、施行規則第5条に規定する期間とすることができる。

2 この規則に基づく許可の更新は、この規則に基づく最初の許可の期間の初日から起算して5年を経過した日を超えて行うことができない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。